

定 款

社団法人 おおさか人材雇用開発人権センター

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（以下「センター」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 センターは、事務所を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 センターは、同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、就職に際して困難な課題を抱える府民を支援し、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雇用及び人材の開発に関する計画・目標の策定
- (2) 会員の求人情報と登録者の求職情報の適正なマッチング
- (3) 求人・求職情報の集中管理及び雇用関連情報の収集・提供
- (4) 就職阻害要因を考慮した人材開発・養成の支援
- (5) 人材開発・養成の計画的な推進のための企画及び調整
- (6) 多様な就業形態を創出、確保するための職域開拓
- (7) 就職者の職場適応能力向上のための在職者支援
- (8) 地域就労支援事業との連携を通じた就職困難者等の自立就労支援
- (9) 前 8 号に掲げる事業に必要な行政及び関係団体・企業との連携及び協力体制の構築
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(入 会)

第 5 条 会員となることを希望するものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第 6 条 会員が退会するときは、書面をもってその旨を届出なければならない。

2 会員は次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 解散したとき
- (2) 第 8 条の規定により除名されたとき

(会 費)

- 第 7 条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。
2 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(除 名)

- 第 8 条 会員は、センターの定款その他の規則を遵守しないとき、又はセンターの名誉をき損する行為があったときは、総会において、会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員

(役員の種類別)

- 第 9 条 センターに、次の役員を置く。

理 事 長	1 名
副理事長	2 名
専務理事	1 名
常務理事	1 名
理 事 (理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む)	20名以上25名以内
監 事	2 名

(役員を選任)

- 第 10 条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、別に総会において定める。
2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において互選する。
3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

- 第 11 条 理事長は、センターを代表し、会務を総理する。
2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠員のときは、あらかじめ定められた順位によってその職務を代行し、その職務を行う。
3 専務理事及び常務理事は、理事長の指定する業務を処理する。
4 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところにより業務を執行する。
5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

- 第 12 条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2 役員は任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。
3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 13 条 役員は、センターの名誉をき損し、又は目的に反するような行為のあったときは、総会において、会員の 4 分の 3 以上の議決により解任することができる。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

第 14 条 会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(会議の構成)

第 15 条 総会は、会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会及び理事会)

第 16 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画並びに収支予算の決定及び変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 会費に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催時期)

第 17 条 通常総会は、毎年 1 回 5 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があるとき
- (3) 民法第 59 条第 4 号により招集するとき

3 理事会は、随時に開催する。

(会議の招集)

第 18 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合、14 日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集には、会議の目的事項、日時及び場所を示して 5 日前に書面をもって通知しなければならない。

4 理事会は、理事長が招集する。

(会議の議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出し、理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 20 条 会議は、これを構成する会員又は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 21 条 会議の議事は、この定款に定める場合を除いて、出席した会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表 決 権)

第 22 条 会員又は理事の表決権は、それぞれ1個とする。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員、又は理事は、書面をもって表決権の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 23 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員又は理事の氏名 (委任状を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

(顧 問)

第 24 条 センターに、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長又は理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 25 条 センターの資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第 27 条 センターの経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 28 条 センターの収支予算は、その年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、収支予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度の予算を執行する。

(会計年度)

第 29 条 センターの会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 30 条 センターは、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関する事項は、理事会の承認を経て理事長が定める。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 31 条 この定款は、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散と残余財産の処分)

第 32 条 センターは、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、大阪府知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 33 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

(施行の時期)

- 1 この定款は、設立認可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、1983 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画、及び収支予算は、第 28 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 29 条にかかわらず、設立許可のあった日から 1982 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この定款は、1992 年 5 月 25 日から施行する。
- 6 この定款は、2002 年 4 月 1 日から施行する。

会 費 規 程

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター定款第7条による会費の納入は、次の基準によるものとする。

- (1) 大阪府及び大阪市が納入する会費は、補助金により充当するものとする。
- (2) 大阪府市長会（大阪市を除く）、大阪府町村長会 年額240万円
但し、大阪府市長会及び大阪府町村長会が納入する会費は、別表に定める分担額により各市町村から直接納入するものとする。
- (3) 団 体 年額12万円以上
- (4) 口数による会費は、年額1口13,000円と定める。

① 資本金別によるもの

(年度当初の資本金)	(会費口数)
1億円未満	1口以上
1億円～10億円未満	2口以上
10億円～50億円未満	3口以上
50億円～100億円未満	5口以上
100億円以上	10口以上

② 生命保険相互会社

(年度当初の保有契約高)	(会費口数)
5兆円未満	1口以上
5兆円～20兆円未満	2口以上
20兆円～35兆円未満	3口以上
35兆円～50兆円未満	5口以上
50兆円以上	10口以上

③ 損害保険相互会社	
(年度当初の総保険料)	(会費口数)
500億円未満	1口以上
500億円～1,000億円未満	2口以上
1,000億円～2,000億円未満	3口以上
2,000億円～3,000億円未満	5口以上
3,000億円以上	10口以上
④ 公社、公団等	1口～10口以上
⑤ 学校、医療法人等	1口以上
⑥ 個人	1口以上

(5) この基準によりがたい場合は、理事会の議決を得て別に定める。

(6) 会費の納期は、毎年6月末までとする。但し、新たに会員となったものはこの限りではない。

附 則

- (1) この規程は、1981年8月12日から施行する。
- (2) 設立時における会費の納期は、(6)にかかわらず1981年9月15日までとする。
- (3) この規程は、1992年4月1日から施行する。
- (4) この規程は、2002年4月1日から施行する。

会費規定細則

社団法人おおさか人材雇用開発人権センター会費規定細則は以下のとおりとする。

- (1) 入会とは、本法人の設立趣意書、定款、会費規定に賛同し、理事会で承認されなければならない。
- (2) 法人にあっては法人入会とする。但し、理事会で承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 年度の上半期に入会したものは会費を全額、下半期に入会したものは会費を半額とする。

附 則

- (1) この規定は、2004年4月27日から施行する。

(別表)

市町村会費

(単位：千円)

都 市 名	会 費	都 市 名	会 費	都 市 名	会 費
堺	303	和 泉	59	貝 塚	35
東 大 阪	193	門 真	57	柏 原	34
豊 中	154	松 原	55	泉 大 津	30
枚 方	147	大 東	52	藤 井 寺	30
高 槻	136	箕 面	50	交 野	29
吹 田	131	羽 曳 野	47	高 石	29
八 尾	106	富 田 林	46	泉 南	28
寝 屋 川	98	河 内 長 野	45	大 阪 狭 山	26
茨 木	98	池 田	44	阪 南	25
岸 和 田	74	泉 佐 野	38	四 條 畷	24
守 口	63	摂 津	38	小 計	2,324

町 村 名	会 費	町 村 名	会 費	町 村 名	会 費
島 本 町	8	熊 取 町	8	河 南 町	7
豊 能 町	8	田 尻 町	7	千 早 赤 阪 村	7
能 勢 町	8	岬 町	8		
忠 岡 町	8	太 子 町	7	小 計	76

全市町村会費 合 計	2,400
---------------	-------

設 立 趣 意 書

基本的人権の尊重は、国民の権利の中軸をなすものであり、近代的な民主主義国家の存立の基盤である。

しかしながら、昭和 40 年の国の同和対策審議会答申に指摘されているとおり、同和地区住民は、「なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという」状態におかれている。

すなわち、同和問題は、基本的人権にかかわる重大な問題であり、その解決は、国をはじめとする行政の責務であるとともに、われわれ一人ひとりがその解決に向けて努力すべき「国民的課題」である。

同和対策審議会答申は、「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障する」ことが「同和問題解決の中心的課題である」と明示している。

従って、同和問題解決のためには、関係行政機関はもとより、企業とりわけ近代的な主要産業といわれる大企業・中堅企業が同和問題の正しい理解、認識を通して、具体的に同和地区住民の雇用をはかり、就職の機会均等を保障していくことが必要不可欠である。

このため、従来から、労働行政をはじめ関係行政機関においては、それぞれの法令制度等に基づき、民間雇用をはじめ現業職を中心とする公共部門への就職等、種々の雇用促進がはかられ、さらに、各種貸付制度等の就職援護措置をはじめ、職業訓練等による同和地区住民の職業的資質の向上に努めるなどの諸対策を講じつつ、巡回職業相談による職業指導、職業紹介をきめ細く実施するとともに、企業内同和問題研修推進員の設置をはじめ、企業に対する啓発活動の推進が実施されてきた。

しかしながら、大阪府をはじめ関係行政機関において数次にわたって実施された府下同和地区の労働実態調査の結果をみても、今なお府下同和地区の失業率はかなりの高率を示しており不安定就業と失業の循環という極めて低位な就業の状態にある。

このように、同和地区住民の安定的な雇用の確保がみられないのは、第一に、同和地区住民側には、永年にわたる部落差別の結果、教育の機会均等やそれを保障する安定した生活条件が阻害され、教育水準、職業能力、技術水準等の低位性を招来し、そのため、とりわけ中高年令者を中心として不安定な就労状態から抜け出せない状態にある。第二に、企業側においては「部落地名総監事件」にみられるごとく、就職にあたっての差別による排除がなお根強いこと、また、終身雇用慣行のもとで、中途採用のケースが少く、したがって、採用が若年層に片寄るとともに、新規採用時点では、学力のみに重点をおく傾向から同和地区住民には結果として、極めて狭隘な労働市場となっている。第三に、行政側においては、現行の労働施策が前記の実態に十分対応しきれていない側面があることから、不安定就業の実態の解消にいたっていない。

こうした現状を打開するため、現在、国、府をはじめとする関係行政機関において推進されている雇用促進のための施策が強化されることはもとより、これらの施策を補完するものとして、大企業、中堅企業の計画採用のなかに同和地区住民が円滑に受け入れられるための方途を講ずることが重要である。

そのため求人側には、従来の雇用慣行にとらわれず、その実態を考慮した雇用の場の提供と、住民の資質向上への適切な助言、また一方求職側には、職業人としての自覚とその資質の向上及び職業能力開発のための教育訓練に参加し、自主的な努力を図ることにより、「求める側の人材と求められる側の能力の適切な結びつけ」を計画目標にもとずき推進する方途として、大阪府、大阪市、市町村をはじめとする行政機関、企業及び住民の三者が一体となり、同和地区住民の安定的な雇用の確保という共通目的を達成するため、英知を結集し、その具体化をめざす場として、第 3 セクター方式による社団法人同和地区人材雇用開発センターを設立する次第である。

1981年7月3日

社団法人同和地区人材雇用開発センター設立総会